

Title	De “ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi”
Sub Title	
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.12 (1958. 12) ,p.1071(51)- 1084(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19581201-0051
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19581201-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第八表

	昭26上	26下	27上	27下	28上	28下	29上	29下	30上	30下	31上	31下
賃銀水準	100	117	119	132	137	151	148	157	152	166	165	180
物価水準	100	99	96	94	94	97	90	90	90	95	102	106
売上高利益率	10.6	8.4	6.7	5.7	6.0	6.3	5.3	4.2	47	50	5.0	6.5
労働生産性	100	102	113	122	137	160	166	166	168	176	101	206
労働設備率	100	102	102	107	113	128	135	142	152	157	162	168
資本生産性	100	100	110	113	112	125	123	116	110	112	118	123

(注) 通産省「産業合理化白書」

と思われる結論がなく、また研究途上にあるようである。

最後に、技術的進歩、賃金、価格の総合的な関係を一べつしよう。技術的進歩には、中立的(労働と資本両者の増大)、資本節約的、労働節約的進歩の三者があるが、ここでは寡占的な大規模企業を考察の対象としているから、労働節約的進歩に限ろう。そうとすれば、進歩は労働生産性の向上をもって表わされる。労働の生産性は次式の如く、賃金、労働分配率、価格の関係に還元される。

$$Y = \frac{W}{P} \cdot \frac{1}{N} \cdot \frac{1}{P} \cdot \frac{1}{Y}$$

Y: 純生産量
W: 賃金、俸給
N: 雇用量
P: 価格
1/Y: 労働の分配率

ここから、生産性の向上は、賃金の上昇、物価の下落、分配率

の低下(利潤率の増大)のいずれかに吸収されることになる。第八表は全企業の平均値を示したものであるが、これより、生産性の向上は主として賃金部門に吸収されたこととなる。大企業の場合には、特にこの傾向が強く、価格硬直と賃金格差の現象を生じるのである。アメリカにおいても同様のことがいえるようである。以上、アド価格と硬直性を中心に、寡占と価格決定に関して論じた。意図するところが異なっており、その取扱は問題の輪廓の素描でしかなかったようである。解明すべき点は、その輪廓の中に数多く見出される。それらは今後の課題であらう。

- 注(1) ガルブレイス「アメリカの資本主義」藤瀬訳、一一八頁。
 (2) 武山泰雄著、前掲書、一七五頁。
 (3) 柴山幸治著「独占と経済発展」「理論経済学」第Ⅳ巻、第一、二号。
 (4) A. Kaplan, Big Enterprise, p. 243.
 (5) ビン「厚生経済学」永田監訳、第Ⅱ巻、二九三頁。
 (6) デューン、前掲書、第一章。
 (7) 「経済評論」第七巻第一号、一一頁—一八頁。
 (8) 「経済評論」第七巻第九号、一四—二四頁。
 * 第七表は「Survey of Current Business, Oct. 1956. p. 12.

資料

De "ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi."

宇尾野 久

フランスの自由人については、その自由の意味が多岐にわたるよう従来多くの人々によって論議されてきた。しかし「liberi」と記される「ingenui」と記される「licenti」自由人といった一般的表現はそれだけではまた何も表現してゐないと言つてよい程である。それが dux, comes, leudes, vassalli, bargildi, bar-schale, accoli. 等々の表現をとりたててその内容が具体化する。H. Dannenbauer の説く「licenti liberi homines」が eine technische Bedeutung をもつか否かは別として前掲の liberi homines はその内容を bargildi として規定され、また ceteri によって修飾されているので明らかに一般自由人とは異なつたものとしてあらわれよう。

そのようなケルマンのゲマインシャフトについては Werner Wittich, Die Frage der Freibeuern. 1901. 第「従来の説 De "ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi."

味での農民の「一般自由 (die bauerliche Gemeindefreiheit) を古サクセンに對しては拒否すべきである。」と「部族法及びカピタラ」の liberi 又は ingenui が完全な「一般自由民 (Voll- und Gemeindefreiheit) とみなされるべきだと前提する」と「等の人々は奴隷の古める賃金 (Zinsnutzen) 及び領主直轄地 (mansus indominicatus) の経済生活する小領主 (Kleine Grundherren) と思はれる。それと Edelinge 又は nobiles は、主として隷屬フロネンとしてのリテンや被解放者がその大所有地を耕す実際の貴族であるように思はれる。……サクセン法の liber, ingenuus, 又は Friling は Minderfreier であり、一般に新たな又は古くからの被解放者である。……Frilinge を Laten も軍事奉仕や武装権、したがって公事への参加から全く排除されていなかったように思はれる」とのべている。W. Wittich は Philipp Heck の「Die Edelinges 農民理論を對して」の「見解」の第 6 章 Gemeindefrein の領主理論を翻譯した Grundherrschaft in Nordwestdeutschland. Lei-

zig 1896. 4 Heck, Die Gemeinfreien der karolingischen Volksrechte. Halle, 1900. の著者を生れしめた。

W. Wittich の見解は、古ゲルマン時代にすでにキヤッスの自由民を小ブルジョアと見做す文字通りの領土制理論の古典であり、またその限りにあつて首尾一貫してゐるが、前面 Gemeinfreiheit の新理論に対して多くの水喉を与える。例へばこのような Stände の問題が集中してあらわれるザクセンにおける Stellinga の暴動(67)として「フランク的志向した nobles に対するフリンメンケとローテンの蜂起が Stellinga-Aufstand である。フリンメンケとローテンはフランクの新しい制度よりずっと彼等が好都合であつた古ザクセン法を復活しようとした。」と云ふようにフリンメンケとローテンの経済及び軍事的能力を的確に評価し、「Eid in manu Ihti vel sua armata」からローテンが誓われた nobles の随伴者又は奉仕者であつたとし、フランクの単に nobles をローテンやフリンメンの主人又は tutor (保護者)とす、またこの暴動の社会的性格についてかゝる立場からやや前進してゐる。このよきな W. Freier Knecht の論文は W. Wittich の領土制理論と共に W. Heinrich Dannenbauer の論文は “freie Leute” の新理論について文を与へてゐる。この W. Wittich 論文はフリンメンのキヤッスとフリンメンの Nibhard の ingenuiles = frilingi を區別し、等しく liberi homines = ingenuus と云ふも大小ブルジョア並に freie knechte の區別(68)を認め

らかした。この点はその他の Wittich の理論構成の甘やんかかわらぬ、また彼自身の無自覚なまかかわらぬ今日注目すべき点である。

H. Dannenbauer の論文は “freie Leute” というの理論内容の大半は Theodor Mayer, Die Entstehung des modernen “Staates im Mittelalter und die freien Bauern. 1937. によつて構成されてゐる。Dannenbauer 自身がこのことを認め

Th. Mayer の論文の中で例の Personenverbandsstaat なる Flächenstaat への転換過程での自由の意味転換、その自由の多様な意義に従つてゐる “freie Bauern” と Staat の対応関係を見ようとする。勿論その歴史の現実の過程ではこのような二種の国家形態が鋭く區別されず互に並存又は融合し合ふ場合が起る。

吾々は先づ nobles 及び accollae, Barschalken と呼ぶべき自由人 (freie Leute) を問題とした Th. Mayer の論文の下の層自由人 (特に Barschalken) の性格を述べ、freie Eigen” を持つたを聖職を保持した beitzlose Freie である “personlich frei” である “dinglich unfrei” である J. Stmadt の論文はまたこの問題を王領地と結びつけ、フリンメン時代に王領地と居住し、そこから王に貢物を支払つた、erblich freie Bevölkerung” である H. Giltisch

の説を挙げよう。このフリンメンの Freien は Pfehghaften と相當する E. Meister 論文 “Freien” はフリンメンの Militärkolonisten なる由来の “Eigen” である Freigüter は貸与された王料地であり、この土地は伯の承認によつてのみ移譲され、王はその土地の上級所有権をもち、フリンメンの Fr. Philipp のこの問題をこの研究があらはれてゐる。

最後に Fedor Schneider がこの問題をフリンメンの状況から出發して論究し、その国家植民を國境や國境の確保と結びつけ、 “die freien Arimannen” なるフリンメンの Staatskolonisten として考慮した(69) こと、また V. Volkeini がこの Arimannen をフリンメンをよむ他の法源の exercitiales と相対するフリンメン時代の Gemeinfreien である、その貢租 “arimannia” は F. Heersteuer, この Grafenschatz と結びつけ、フリンメンを明かして、F. Schneider の arimannia を國有地での居住に対する公租とし、また Arimannen をその貢納義務のために facticii とし、二等の Arimannen を Bargilden や Pfehghaften と等置したことが指摘されてゐる。

問題がここまで展開されると Königsfreie と言はれる Königszinser と言はれる H. Dannenbauer の論文はカロリン時代に於ける “freie Leute” の理論構成の大部分が出足したといふべきである各フリンメンの実証研究が残されてゐるべきである。勿論 H. Dannenbauer の論文は freie Leute の Stände と

De “ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi”

関する問題のみである Centena を軍政及びその下層が前面表題の資料を限定する。

この問題を arimannie (die Rodungssiedlungen und davon abfallenden Steuer) 及び Friedrichs I. Gesetze vom Ronkalischen Reichstage. 1158. Nov. の “Regalia sunt haec: arimannie, vie publice,……” である(70) 国王特權 (Regal) である(71) こと、Privileg für das Bistum und Herzogtuna Würzburg. 1168. Juli 10. の “quod comites de liberis hominibus, qui vulgo bargildi vocantur, in comitis habitantibus statutum iusticiam recipere debent.” である(72) こと、Bargilden (Königszinser) の貢租がヴェルムンルガー大公特權の中で伯に留保されてゐる。このことから人格的には王への直接関係に立つて等の人々が国家的管理並びに伯と関係してゐることが知られる。

この問題をフリンメンで追及した Karl Weller, Die freien Bauern in Schwaben. は「旧帝國領地であるスタウフナーの家産料地の大部分は豊饒な地方にあり、殆んど新規な居住の余地がなかつたので自由農民は稀にしか住み込まなかつた、したがつてフリードリッヒ一世、フリードリッヒ二世のもとであつたに得られた王料地でしか自由農民がみうけられない。……シュワブナーの旧王料地及びスタウフナーの家産料地ではほんの少数の Freie しかみうけられず、ただ山嶽または森林地帯にみうけられるべきである。」

シュワートンではスタウファーから特に多くの自由農民のゲノッセンシャフトが設置された。⁽¹⁸⁾……この自由農民のうちには始源的なカロリング時代からのフランクの植民者を推定するが、しかし之等の自由農民はおそらくザリア最後の時代に初めてあらわれたかまたはスタウファー時代に属すると思われる。⁽¹⁹⁾ vrigreve (Freigraf) といった表現は一一八六年にはじめて出会う。」とのべている。つまり等しく“freie Bauern”と言おうと“Bargiden”又はさらに“arimannen”と言おうとフランク時代のいわゆる等々の“freie Leute”とザリヤーニスタウファーの“freie Landbevölkerung”とは史的な意義を異にし、またその史的連続性も保証されないという訳である。⁽²⁰⁾

Th. Mayer は「Karl Weller は実際の証拠を示さず(自由民創設の)イニシアテューブを一般にスタウファーに帰し、スタウファーが自由農民のゲノッセンシャフトを植民し、之等の人々に特別な優遇を与えた事例を示していない。また自由農民の挙げられた例も僅少である。……スタウファーの影響外の土地にも自由農民が居った。」というように K. Weller の劣作の弱点を指摘している。

結局以上の短い学説的な概観によっても「自由」の概念が全く一義的でなく、自由と記された人々が貢納をおさめ、賦役奉仕を行い、結婚その他の点例えはその *Einso* の売却、寄進等の制約をうけ、その主人から売却又は抵当に入れられる等非自由人と大差ない様な事態が実在したこと、従って自由のもとで種々な身分的特性が包含

されていたことが知られる。そこで Th. Mayer はフランス革命又は啓蒙期以来の自由と平等の理念が必ずしも常に現実であったかどうか疑わしいと述べている。⁽²¹⁾ 従って「自由」は(啓蒙期やフランス革命)以前には著しく段階づけられており、Halbfreien は何等實際の非自由民でなく、自由のもとにきわめて多くのものが総括され、種々なグループの限界が流動的であった。こういった意味での“Freiheit”は一定の支配に対する臣従に外ならず、この自由は alte Gemeinfreiheit (oder Urfreiheit) と何等の関係もなく全然がって判断すべきである。このような“Freiheit”の概念は十二—十三世紀の転換で形成された。この時期までに Königszinsers の耕やす旧王領地は殆んど失われてしまった。従って freien Eigen についても無条件で自由ではなくその土地についての貢租が納められねばならなかった。⁽²²⁾ この時期にとくにスイスでは *Einso* から Reich への支配の移行は自由への上昇を意味していた。従って九世紀のツアの帝國料地質子帳によると多数の Königszinsers があげられてくるが、この Königszinsers から後期中世の自由人への直接の結合線をひくことはおそらく無理であろう。この帝國料地はクア司教の手に移行しており、ここで Königszinsers と König の直接的関係が二応たち切られてくる。

以上のことから十二—十三世紀の転換期にあらわれる自由人は第一に開墾、第二に Reich への直接の関係によって形成されること(23)が知られる。しかし国制上の変革 Personenverbandsstaat から

新しいラントの支配に基礎をおく Flächenstaat への転換が新たな自由の形式に大きな影響をあたえ、逆にまた自由はそのような Flächenstaat の礎石となる。Th. Mayer はそのような事態を人格的自由が中間権力に対する非臣従しか意味しない様な国家臣従の直接的関係とのべている。⁽²⁴⁾

以上の如く中世初頭の Königszinsers と中世後期の “freie Bevölkerung” を区別し、新しい Flächenstaat の Baustein としての自由人の意義が強調されてくる。

Th. Mayer の中世とせむる “der modernen Staat” の成立と die freien Bauern の対応関係についての立論は、国制と Landeskrunde の交叉の中で構成され、全トイ的な視野での都市、裁判制とわたる豊富な内容をめづり、その限りたをうけて historische Perspektive und Rückblick の礎石を成している。

II

ロタールの勅令中の Bargiden とウェルントルガー大公特権中の Bargiden が必ずしも直線的に結びつかぬとする点等は一体どのような点で異なるのであろうか。

Heinrich Dannenbauer は “Die Freien im karolingischen Heer.” の中で “nec regibus infinita aut libera potestas” (C. Tacitus, Germania. C. 7.) から *Einso* の王の権能がローマの *dominatus* とみられるような絶対支配と異なる点を測定

De “ceteris liberis hominibus quos vocant *barigildi*”

したので、まず capitulare の *liberi homines* の軍事義務を検討し、(一)一般の外敵侵入のさいの国土防衛義務 (*defensio patriae*) と(二)出征義務 (*exercitus*) を区別し、知行を放棄した *Einso* の *Eigengut* で静かに暮らそうと思ふ場合には “si in alode suo quiete vivere voluerit.” (Cap. 2, 358. c. 10) (一)の義務しか負わず “neque aliud ab eo requiratur, nisi solummodo ut ad patriae defensionem pergat.” (ibid.) “talīs regni invasio quam lantveri dicunt……ut omnis populus……ad eam repellendam communiter pergat.” (Cap. 2, 71 c. 5.) *H* の *beneficium* 保持者のみが(二)の義務を負うとしている。⁽²⁵⁾

H. Dannenbauer が *Einso* の王が無限のまた自由な権力をめたが、*beneficium* を *leudesamio* によって従者関係を結んだとする構想は正しきものと言ふ得よう。然し *H* の *liberi homines* の軍事奉仕に關しては、多くの問題が尚未解決のまま残されている。例えば “memoratorium de exercitu in Gallia.” によれば “*beneficium* として 0.5—5 mansos を有するものが出陣の義務を帯びてくるが *alodia* (*Eigengut*) と *proprietas* (*Eigentum der Hufen*) とは別のものに属するが、また(二)の勅令の同二条 *qui nec mancipia nec propriam possessionem terrarum habeat.* によつた *pauperiores liberi* の出征義務は *Einso* とは異なるが、此の諸条は *H* の *Dannenbauer* 語と *Einso* の第一條の “*In primis quicumque beneficia habere videntur,*

omnes in hostem veniant." のやふやふの然しんば homo regis, id est fiscalinus. (Capitula quae in lege Ribuarie mitenda sunt.) 凡 omnes leudes 凡 Bargiden など全く不明ではある。従つて若し H. Dannenbauer の立論を認むるとするところではその技術的 Bedeutung をあつて liberi homines の範囲はきつてい限をなすはならぬ。

その注意が多⁽⁸²⁾うびあふな若し H. Dannenbauer の立論に従へば beneficium を alodia と變化するといつて簡單に軍事忌避が行われ、また若しつわゆる Astronomus の Vita Hildovici 中のマクマニムにおける豪族の王料地横領の記事が事実とすればマクマニムにおける軍事配備はあつた事とならう。しかしこの記事のみならず九年 Annales Egibardi 及び Annales Laurissenses 共にサクセンに叛乱が起り、カール大王がその鎮圧に出征したと記してゐるがマクマニムが不穩な形勢であるとは述べてゐない。

更に八〇五年 Diedoehofen (Theodonis villa) で發布された勅令十五章には「出征せしむべき王の食糧をのがれしものこと」「exercitu seu alia funzione regali fugiendo」「神の奉仕と自己を托せしむる者も自由人としてゐし者、また余の許印を得るに外を悉くせんべし。」「De liberis hominibus qui ad servitium Dei se tradere volent ut prius hoc non faciunt quam

a nobis licentiam postulent." などいふこと、この H. Dannenbauer は Königszins の Heerespflicht を察する困難があるといふこと。

この兩者の関連として「御料地に住むことを許可せられたるは二人の自由人がそこから御上に支払う貢納と奉仕」「tributa ac servicia quae duo liberi homines pro eo quod super terram fisci manere noscuntur ad partem publicam exinde persolvebant」[BM 991 (Dünge: Reg. Badensia 68.)] といふ理由があつたといふ。この H. Dannenbauer は王料地に住む王の保護をうける liberi homines が王等の義務を要するといふこと、従つて H. Dannenbauer はそれが開墾地として、又は mansus vestitus として Fiskalland と住む、軍事奉仕並に貢納義務を負ふ者が liberi homines の範疇に入れば、alodia 又は proprietas の所有者又は何れもたざる者はこの範囲から除外するといふこと。この「eigentliche liberi homines」は、この H. Dannenbauer の説定する。これがローマ人の Edictum de expeditione corsicana. 中にあつた Bargiden と相同する。

問題な Bargiden (Königszinsler oder Königsfreien) といふは自由人の liberi homines などであるといふこと、然しマクマニム大公爵特権中の liberi homines はマクマニムの帝國領地貢納帳からの証言といふこと。

たしかに H. Dannenbauer 程のたゞたの家に対しては否定的な批判が多ければ多し程その研究の純粋さが増大する。Edeltrud Gallmeister と並んで早期並に盛期中世における國制史上の Königszinsler の大きな意義を明らかにした功績はそのこととよくいふに相違ない。

H. Dannenbauer はその Bargiden はマクマニム土着の表現ではなくマクマニムの記述であり、マクマニム語では arimannen などと相対して、マクマニムの北方では franci homines 又は Hilberti 又は Bargiden が同じ意味を指すこと、Bargiden の bar が自由を意味するといふ又は王を負つてゐる貢納を意味するといふ、その Centena と住む Königszinsler の種々な表現をさすといふこと。

この franci homines は、Treueld など、Comites など Pagenses といふ出處は、Dannenbauer は、liberi が Fiskalland での居住のため貢納と軍事奉仕の義務を負つてゐるといふが土地なしの liberi は、その一方の義務のみ、軍事義務しか負ふ得ない、H. Dannenbauer は自説を貫徹するに、マクマニム語の pauperiores homines (liberi) など

といふ一般に (vulgo) bargildi などいふ liberi homines といふ、唯かた兩者には國制の變化に伴う広狭の差がみられる。census regis が前者 (Lotharii edictum) では王の人格を結ぶこと、後者はマクマニム和令の内容と記してゐるわけである。

マクマニムの自由人 及び Siedlungsgemeinschaft, Gerichtsgemeinden (Untergerecht), Truppenkörper を形成してゐる centena といふは、マクマニム内の哨戒をなす役を行つて、(in marca wactas facere, paraveredos dare) 王等の王領地に対して進納を行つて自由人を centena (de liberis hominibus et centenis qui partibus fisci nostri deservint.) として御料地令(六十二條)を記してゐるが、たゞの centena は、地方の Gemeinde 又は Polizeicentenen を意味してゐるが、たゞの centena は、マクマニム時代のたゞの Dannenbauer の意味での Königszinslerbezirk などの niedergerechliche Institution への變化をたゞしてゐる。

そのよきな Centena とつては Maure に対する境界領域の土地に定住せしめられた自由な移民スベイン人といふ A. Dopsch 説以来軍事封建の区分 (nach dem westgotischen Recht die Centena eine Einteilung des militärischen Aufgebots war.) といふことになり、たゞのよきな軍事区分がマクマニムに導入し得たか否かは不明である、Klaus Verheine は述べてゐる。

De "ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi"

Bargiden (Königszinsler) であるためには論理上その freie Eigen の所有者から無所有者に転化したことを証明する義務がある。しかし乍ら Dannenbauer は逆にカロリングの王が軍の召集を行った liberti はメロヴィンゲン時代の pauperiores leudes であり、Gemeinfreie ではなく、軍事義務のある自由人であり、全自由民の一般的軍事義務といった考え方は十九世紀的なあのナポレオンに対する一八二三年の自由大戦争の考えから起ったゲマインマンラインの一般防備の幻想にすぎないものに入らざる。

Dannenbauer は大等の自由人は Königsländ に住むために軍備及び貢納義務があること、之等のうちには die kleinen leudes, die pauperes leudes, die sublimiores leudes は、ラインの土地など、つまり上述のスペインマルク、ザクセン、フリーゼン、テッリンゲン、ロンゴバルト等々に居住していたのでこの Bargiden の研究は単に軍制のために重要であるだけでなく、種々な地方の Bevölkerung- und Siedelungsgeschichte についても亦意義があると思入らざる。

最後にこのような Pfliegatten, Bargiden, サクセン、シュレーゲンの Schöffenbarfreien との史的関連性を示唆し、Königszinsler はフランク帝国と共に消滅せず、たとえリッターの Lehen-sheeres の形成以来その軍事的意義が減少し、王の教会への Königszinsler の寄進や聖俗両界の君主への Königszinsler の托身によってその数が減少したとしても、それらはなお生かすにつた

land の確定とドイツの大空位時代(一二五六一—一二七三年)をどうか扱うかである。

フランクに於ける Freiheit の問題を究明に追求した Ingomar Bog は、Bargiden のフランク時代から近世に至る連続性を問題とし乍らそのような Königsfreien としてその帝国直属の中絶は宿命であったたさういふことを述べている。確かたそのような場合には理論上は Bargiden の負担の消滅、従って一年と一日の経過後全員の Vollfreien に転化する筈であるが実際には、その管区の伯又はラントマンの支配をうけたのであらう。しかし Ingomar Bog は何等の支配者も主人もまたなく freies lediges Dorf Dittenheim を一六五七年の例として挙げてゐる。

尚 Bog は吾々が先に問題としたカピタレーン of pauperes の 其の landlose Freie は王の土地を Bargiden の権利に従って耕やして貰ふといふ加えて考えれば正しく理解されると述べ、またウエーレンブルグのインムニタース文書では、聖 Kilian に名目上その allodia を管理した accolae は “parochos, quos bargidon dicunt” と同義語であること、また tributarii, imitanei, die spätromischen Laeten, Arimannen 等々といふ Bargiden の中に包括してゐる。

フランク人の Imitanei (四—五世紀) からサクセン、シュレーゲルの Biergelden, Pfliegatten (十三世紀) を経て一八一八年の Gemeindeedikt 迄進化した Ingomar Bog の研究は、確かた吾

De “ceteris liberis hominibus quos vocant bharigildi”

と述べてゐる。たとへば Freigrafschaften, Freigerichte, Freiamter 等々、サクセン、シュレーゲル、中世後期まで存続して、その古く Königslente といふその経済的に強力なものの一部は中世で Ministerialen に転化した、その古く軍事的な本分をこのような身分で果した。

H. Dannenbauer のこの有名な Bargiden の早期中世から後期中世への連続性の問題について Karl Kroeschell, Die Zentgerichte in Hessen und die fränkische Centene. (註) 及び Wolfgang Metz は “Zur Geschichte der fränkischen Centena.” フランク人の Centena は後期中世の Zent の連続性を強調して、更に “Zur Geschichte der Bargiden.” といふものがあるが、フランク人の Bargiden と Würzburger Bargiden の同一性と連続性を述べてゐる。

この有名な Centena—Zent, fränkische Bargiden—Würzburger Bargiden の関連性については単に中央の不足 (testimonium ex silentio) からその史的連続性を否定するのではなく、国制の变革と史的なラントの社会経済構造の転換を考慮し、その不連続性と連続性のダイナミックスの中でとらえるべきであらう。つまり之等の中世初期の Centena, Bargiden は中世後期の Zent, Bargiden に連続する、同時に連続しない。

その間の Bargiden の史的連続性についての難関は Fiskal-々の問題とした Bargiden の連続性について多くの示唆を与へる。例へば Königszinsler の Das freie Eigentum が一帯の干渉に及ぶことが出来たこと、また Königszinsler は Antustionen といふその Gefolgschaft に入る場合として王に義務を負わなかつたことを述べてゐる。また Ingomar Bog は H. Dannenbauer が王に全精力を集中して否定しようとした——“Sie (Königszinsler), und nicht die fabelhaften Gemeinfreien der Lehrbücher, sind die wehrpflichtigen Freien”——と述べた Gemeinfreien の問題を、その語を “Eine dieser Stände, die Bargiden, die Königsfreien oder die Königszinsler sind die „Gemeinfreien” と述べてゐる。

この有名な Ingomar Bog は Th. Mayer, H. Dannenbauer の立論をフランク人の地方に適用し乍ら少なへとも Bargiden の史的内容を全くルーズなものとしたことは惜しまれる。同じくは Bargiden の史的連続性を問題として Wolfgang Metz は “Bargiden の特徴は Waldrecht (ius forense) といふ” のが Grafchaftsfreiheit. といふまた “Inwärts-eigen” を伴う王料地での始源的な自由、また古くサクセンの Dingpflicht (裁判協力義務) 及び Landfolge を伴う Zent への帰属——こういった諸特徴は古い時代の残存物または十二—十三世紀の新制度とみなされる。同じことはカロリング時代にさかの

はる Medem⁽⁸²⁾ という Rodungsabgabe⁽⁸³⁾ ため「*Armenen*」というように歴史の retrospect の方法によって Bargiden のカロリング時代から十二・十三世紀への連続性を主張している。W. Metz はこのような Altfreiheit と späte (Rodungs-) Freiheit の矛盾は単に仮象的なもので文書の欠如を「*らくく史的展開がその連続の具体的な可能性を保証すると考えている。*」

例えば Bramforst におけるホルダの植民政策について八〇一年にすでに Bramforst では freie Kriegsknechte の一大ゲノッシャンシャフト的な開墾が行われており、之等の騎士は王の森林で王の通路に居住しており、之等の人々は八二七年の文書にみえる Schilling⁽⁸⁴⁾ がザクセンシュテューゲルンの Schöffenbarfreie と考えた maiores natu de comitatu と異なり、Dannenbauer が戦争奉仕義務のある自由人と等置した Bargiden と認むべきであるとし、さらに十二世紀の同じく Bramforst におけるホルダの植民政策は人々を Hagerrecht で定住せしめようとしたことをあげている⁽⁸⁵⁾。勿論 W. Metz 自身これらの早期中世と盛期中世の開墾地における自由の直線的な因果関係は成立しないと考えているがしかし自由の種々な段階の流動的な限界を認めようとしている⁽⁸⁶⁾。従って古い自由が開墾の自由を先行する故、盛期中世の開墾は結局自由の法的根拠たり得ないものになっている⁽⁸⁷⁾。

このように森林権保有者 (Waldrechtsmännern) に似た Bargiden 並びにザクセン人がゾムブルグ寄りのヴェルムンブルガー原教団⁽⁸⁸⁾ といったフランシカ的な表現を用いたというわけである⁽⁸⁹⁾。以上のことから Wolfgang Metz は古く Königsfreiheit と新しい Rodungsfreiheit の並行的な展開を考え、両者の相関関係を留保して、その法的な根源として古い自由の優先を認めることにより不連続の連続ともいへべき立論をしていることなる。之に対して吾々がこの二つの自由は連続すると同時に連続しないとのべたのは、決して Metz のように古い自由に優位を認めるのではなく夫々の Bargiden のおかれた国制上の差異とラングの構造の差異をみとめるためであった。

その意味で上述の Karl Weller がその “Die freien Bauern in Schwaben” の中で「十一・十二世紀に農民的自由民の身分は殆んど全く消滅した。……」等々 Dienstmannen (ministeriales) 又は Ritter (milites) になった。……盛期及び後期中世の自由人が古く Gemeinfreiheit から由来したと言いつつとはどうも本当に思えぬ。シュワブ人の農民的ゲノッシャンシャフトの自由はその植民が行われた時代、つまりスタウフエン期の新しい形成物である。……フリードリッヒ二世はシュワブ人における自由農民の設置の創始者とみられ、フリードリッヒ二世はその努力をとりあげて継続した。」と述べていることの意義を再考する必要がある。勿論フランクンでは Altkönigsfreiheit が優位し、シュワブ人ではスタ

De “ceteris liberis hominibus quos vocant pharigildi”

区地域内で居住する以上、その自由は決して十一世紀のヴェルムンブルガーの開墾に食うものではなく、Bramforst をらに北方で考察された、開墾の自由を先行する古い自由に適合する。前掲の一六八年のヴェルムンブルグに対するフリードリッヒバルバローサの正真正銘の特権が「伯は伯領に住む一般にバークルディと呼ばれる自由人から貢納 (statutum iustitiam) を受けとりねばならぬこと以外」司教に Zentherrschafft をみとめたことまたこの地方でカロリング時代に Bargilli という地名が見出されることまた古い自由の存在を思わしめる。このような statutum iustitiam (協約権利) の内容として Bargiden が Bamberger Lehngrafen (“Comites”) としての Abenberger と別を渡さねばならぬものの中に Novalzehnten (Bifangen) が含まれていた。これらの Bargiden はゾムブルクの Cent に所属しているのヴェルムンブルグの場所ではザクセンシュテューゲルンの Biergelden と同じく Schutzheben のもとで暮らしていた⁽⁹⁰⁾。

このようなヴェルムンブルガーの Bargiden は W. Metz によれば Grafenschaftsfreie としてカイトランの Bargiden と全く等しいと言いつつである⁽⁹¹⁾。つまりこの Bargiden の支拂う伯の iustitia の内容としての Novalzehnt は王から発したもので、伯と Bargiden の関係はすでにカロリング時代に証明され、当時 Bramforst や Banzforst での王の大道路には少なくとも一部騎士としての自由人が住んで

ラングの Rodungsfreiheit が優位していたという意味ではない。

フランシカ時代の軍政、経済の必要から生れた Bargiden はスタウフナーの要請でより生まれた Schwaben の Liberi, Freie, freie Leute とは互成りの相違を示す。K. Weller の言う Schwaben の freie Landbevölkerung の本質的な点は次の如くである。

(一) 管区内に住む自由人は、後に Freigehalt, Freiant, Freigrafschaft と呼ばれる Genossenschaft を構成し、その成員は彼等がその中に住んでゐる Gemeindeverband から独立し、王又は上級貴族の Vogtei を服す。

(二) 特別な Geburtsstand を構成する。
(三) 一部は現物一部は現金からなる可成り重い負担を課された freie Güter を持つ。

(四) 私法的にはラングレヒトに服し、移転の自由、財産処分の自由を持つ。
(五) 公的義務として武装奉仕、成員の間で配分され、共同で支拂う Steuer, 特別な裁判に服す。Steuer として Vogtrecht を文

之は確かに Flächenstaat の条件のもとで理解される事態であり、Altkönigsfreiheit への復帰でなくむしろスイスの Eidgenossen への史的出発点となる。歴史における Freiheit はまさしく夫々の歴史において多様な意義をもつ。

其(一) Cap. I. 325, C.3. Migne, Pat. Lat. Tom. XC VII. p. 463.

Edictum de expeditione corsicana (An. 825. Fbr. 20.)

「フーキヤキト(Königszinser)ノ旨ヲ宣シ申下」云々云々。

(2) A. Dopsch, Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters.—Die Leudes und das Lehnswesen.

Eichhorn. G. Waitz. P. Roth.

(3) Heinrich Dannenbauer, Die Freien im karolingischen Heer. S. 55.

(4) Z. R. G. Germ. Abt. XXII Band. S. 269.

(5) Ibid., SS. 269-270.

(6) Ibid., S. 272. Philipp Heck, a.a.O. S. 10 ff.

(7) Nithard, Historiarum libri IV, C. 2. (841-843)

Quae gens omnis in tribus ordinibus divisa consistit;

sunt enim inter illos, qui edilingi, sunt qui frilingi,

sunt qui lazzi illorum lingua dicuntur; Latina vero

lingua hoc sunt nobiles, ingeniles atque serviles.....

frilingis lazziisque, quorum infinita multitudo est,

.....nomen novum sibi, id est Stellinga, imposuerunt

.....IV, C. 6. "Stellinga in Saxonia contra dominos suos

iterum rebellavit." Rudolf von Fulda. M. G. S. I. S.

363: validissimam conspirationem libertorum legitimis

dominos opprimere conatum.

Annal. Xant. M.G.S.II. S. 227. eodem anno per totam

Saxoniam potestas servorum valde excreverat super

dominos suos.....et nobiles illius patriae a servis valde

afflicti et humiliati sunt. (Anno 841.) [ヤ(キヤン)ノ

全部族は三(ノ)身分に分かれたれり構成なる。つまりそれらの

キヤンキとその他の(キヤン)語で呼ばれる者、フリリン

キと呼ばれる者、ラシムと呼ばれる者あり、このラシム語は確

かに nobiles, ingeniles 及び serviles なる。.....ヤノ

数が無限に多しフリリンキ及びラシムト.....。.....それ自体に

新しきヤノキヤンキを付け.....。]

(キヤン)ノメタルリシムガ再びその主人達に反逆す。]

(合法的な主人達、被解放者メタルリシムガの最強の謀叛を潰滅

す。]

(同年全キヤンにわたり奴隷共の暴力が、その主人達の上に加

はる。.....是レハ其ノ祖國ノ nobiles 奴隷からひんて荒れ

キヤント成る云々。)

(8) W. Wittich, a.a.O. S. 319.

(9) W. Wittich, a.a.O. S. 291.

(10) Z.R.G. Germ. Abt. LVII. Band.

(11) H.Dannenbauer, Ibid., SS. 49-50.

Dannenbauer 云々云々「所々所々をたんと知らんと同く方

向て作業レバシタ。」云々云々云々云々批判と同時に研究

トノ總論ヲ知ル云々。

(2) Th. Mayer, a.a.O. SS. 210-217.

(3) 云々 Heuberger, "Times Tridentinum." K. Weller,

Die freien Bauern in Schwaben. Z.R.G. Germ. Abt. LIV

Band. S. 178 ff. 參照。

(4) Heinrich Mitteis, Der Staats des hohen Mittelal-

ters. S. 29.....homines exercitales(armanni). S. 68. die

römisch-byzantinischen limitanei.....sowie die lango-

bardischen Arimannen. S. 38. Streitigkeiten zwischen

Gasinden und Arimannen. D. A. 1943. 6/2. S. 342. ff.

(5) Karl Zeuner, Quellensammlung zur Geschichte

der deutschen Reichsverfassung im Mittelalter und

Neuzeit. Erster Teil. S. 15. Nr. 14.

(6) K. Zeuner, ibid., S. 19. Nr. 15.

(7) K. Weller, ibid., S. 195.

(8) K. Weller, ibid S. 216.

(9) K. Weller, ibid., S. 217.

(10) Vgl. Th. Mayer, ibid., S. 231.

(11) Th. Mayer, ibid., S. 232.

(12) Th. Mayer, ibid., S. 237.

(13) Th. Mayer, ibid., S. 254.

(14) Th. Mayer, ibid., S. 258.

De "ceteris liberis hominibus quos vocant bhartigidi"

(15) Th. Mayer, ibid., SS. 285-288.

(16) Heinrich Dannenbauer, Die Freien im karolin-

gischen Heer. SS. 51-52.

(17) "De illis hominibus qui nostra beneficia habent

destructa et alodes eorum restauratas." (Capitula mis-

sis dominicis data. An. 802.) "Quomodo eadem beneficia

constricta sunt, aut quis de beneficio suo alodem com-

paravit vel struxit." (Capitulare Aquigranense An.

812.)

(18) "Privatis studens quisque primorum, negligens

autem publicorum, perversa vice, dum publica vertun-

tur in privata, nominatenus dominus, factus sit pene

omnium indignus." (J. P. Migne. Pat. Lat. Tom. CIV.

p. 932.)

(19) "Cum exercitu Saxoniam ingress." (Annales Eglin-

hardi). "Cum exercitu in Saxoniam ingressus est."

(20) H. Dannenbauer, ibid., S. 54.

(21) Wolfgang Metz, Zur Geschichte der fränkischen

centena. SS. 234-235.

(22) A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karo-

lingerzeit. I. Teil. S. 54.

(23) Kraus Verhein, Studien zu den Quellen zum

Reichsgut. D.A. 10 Jahrgang Heft 2. 1954 SS. 359-360.

(75) Otto P. Clavadetscher, Das churrätische Reichsgut-surbar. Z.R.G. Germ. Abt. LXX. Band. SS. 40-43.

(76) Otto P. Clavadetscher. *ibid.*, SS. 40-41.

(77) H. Dannenbauer, a. a. O. SS. 55-56.

(78) Cap. 2, 274: *istum sacramentum iurabunt Franci homines; istum sacramentum iurabunt centenarii.*

(79) H. Dannenbauer, a.a.O. S. 63.

(80) H. Dannenbauer, a.a.O. SS. 63-64.

(81) H. Dannenbauer, a.a.O. S. 64.

(82) Z.R.G. Germ. Abt. LXXIII. Band. SS. 300-360.

(83) Z.R.G. Germ. Abt. LXXII. Band. SS. 185-193.

(84) Ingomar Bog, Dorfgemeinde, Freiheit und Unfreiheit in Franken. Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Band 168. S. 35.

(85) Ingomar Bog, *ibid.*, S. 39. Migne, Pat. lat. Tom. XCVII. p. 739.

(86) Bog, a.a.O. S. 39. (XI. Jh.)

(87) Bog, a.a.O. S. 40.

(88) Bog, a.a.O. S. 21.

(89) だが Bog は Bargiden の問題と限定するのでも Dan-nenbauer が十九世紀の思想と鋭く対立させた Freiheit の

題を忘却している。(万葉の防人の制度と明治の屯田兵の制度の連続性が問題となり得る様な史的な両極を結合することは困難である。)

(90) Bog, a.a.O. S. 49.

(91) Bog, a.a.O. S. 15.

(92) H. Dannenbauer, a.a.O. S. 63.

(93) Bog, a.a.O. S. 79.

(94) *fiscalische Abgabe vom Rotland.* (Bog, a.a.O. S. 34)

(95) W. Metz, Zur Geschichte der Bargiden. S. 186.

(96) W. Metz, a.a.O. SS. 190-191.

(97) W. Metz, a.a.O. S. 191.

(98) W. Metz, a.a.O. S. 192.

(99) Bog, a.a.O. S. 35.

(100) W. Metz, a.a.O. S. 193.

(101) W. Metz, a.a.O. S. 193.

(102) Karl Weller, a.a.O. SS. 184, 185, 189.

(103) Karl Weller, a.a.O. SS. 180-182.

この様なメタモーゼン¹⁾の freie Landbevölkerung といふ六八年のバルンローサの特権状における Bargiden と等しいとすれば勿論 W. Metz のたゞのフランク時代の Altfreiheit の道が開かれたらう。フランク時代の Bargiden と同様十二世紀の Bargiden も多様性を帯び。

ジョン・フランシス・ブレリーの

「ユートピアからの航海」について

飯田 鼎

- 一、はしがき
- 二、ジョン・フランシス・ブレリーの生涯と思想
- 三、「ユートピアからの航海」の内容
- 四、その評価

十九世紀初頭のイギリスは、史上有名な産業革命の時代であり、イギリス産業資本主義の確立期でもあった。階級の分化を通じて貧富の差はますますはげしくなり、労働者階級の成熟とともに、資本の圧力に反抗する労働者階級の運動もたくましく成長しつつあった。しかしながら当時の労働者階級の多くは、今日の労働者のように機械的近代的な工場に働くプロレタリアートではなく、工場労働者の数は比較的少なかった。もちろんイングランド北部のランカッ

J. F. ブレリーの「ユートピアからの航海」について

ア地方などには、綿紡績工場に働く工場労働者が、十八世紀末期から十九世紀初頭にかけて次第にその数を増していたけれども、その他の広汎な地域では、技術や熟練をほこり、前近代的な意識に眠る独立小生産者かなりの比重を占めていた。手織工、時計工、大工、印刷工、製靴工および指物師などで、彼らもやがては産業革命のまにまに工場労働者と同じくプロレタリアートにおとし入れられるべき運命にあった。すなわち、フランス革命前後から、チャーチストの時代といわれる一八三〇年代から四〇年代にかけては、階級分化がはげしくおしすすめられた疾風怒濤の時代であった。

このような時代に、社会の矛盾を身をもって体験した人々の頭脳に不合理な社会を变革しようとする社会主義思想が芽生えたのは不思議ではない。ロバート・オーエン (Robert Owen) やスペンソの社会主義思想は、このような十八世紀末期から十九世紀初頭にか